

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費  
2 項 企画費  
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課 (内線：7934)  
(単位：千円)

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他 <雑入>	一般財源	
「とっとり弥生の王国」知・楽・学事業	18,266	24,187	△5,921	718		2,000	15,548	
トータルコスト	57,198千円 (前年度 62,817千円) [正職員：4.2人、会計年度任用職員：2人]							
主な業務内容	企画、予約、契約 協議、関係庶務 募集、PR、展示資料作成 会場設定、当日作業 片付け、支払い、報告まとめ							
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取県が全国に誇る「妻木晩田遺跡」「青谷上寺地遺跡」の価値と魅力を多くの方に知っていただくため、両遺跡を「とっとり弥生の王国」として一体的に情報発信するとともに、イベントやものづくり講座、シンポジウム、遺跡を活用した様々な体験活動等の事業を行う。

【知・楽・学とは】

妻木晩田遺跡、青谷上寺地遺跡で行う様々な活用事業について、(1) 遺跡を知ってもらおう初心者向けのイベントや情報発信を行う「知」(知る)、(2) 遺跡や考古学を楽しんでもらうリピーター向けの入門的な講座、体験事業を行う「楽」(楽しむ)、(3) 遺跡の価値や魅力を考古学的に深く学ぶことができる上級者向けの講座等を行う「学」(学ぶ)の3つカテゴリーに構成して実施するものである。

2 主な事業内容

細事業名	主な内容 (○：妻木晩田、◇青谷上寺地、■共通)	予算額 (単位：千円)
1 【知(知る)】	○「GWは、むきばんだ日和」、星空観察会、弥生の森講座(夏・秋) ○古代と自然探検隊、なりきり弥生人生活(堅穴住居宿泊体験等) [※妻木晩田遺跡活用実行委員会共催事業] ○学習用アニメーション作成 ◇青谷上寺地遺跡ニュースの発行 ■教育・観光旅行誘致、県外イベント参加等による情報発信 ■商業施設等での巡回展示 ■マンガ学習資料作成(小学生対象)	7,777
2 【楽(楽しむ)】	○連続講座「むきばんだジュニアファンクラブ」(小学生対象)・「むきばんだ女子考古部」(考古・歴史好き女性対象) ○弥生のものでづくり講座(入門編：ガラス勾玉づくり) ◇古代米グルメ・スイーツ講座、弥生の米作り体験事業(古代米栽培、青谷小学校・青谷高校) [※青谷上寺地遺跡史跡保存活用協議会実施事業] ◇青谷上寺地遺跡ARアプリを使った学習(AR発掘体験、出土品図鑑) [※保守管理は外部委託]	4,556
3 【学(学ぶ)】	○弥生のものでづくり講座(上級編：土器づくり・野焼き) ○企画展示、新規講座・体験メニュー開発 ◇青谷上寺地遺跡展示館(鳥取市)での出土品等展示公開 [※補助金交付]、青谷上寺地遺跡整備室での収蔵展示公開 ■とっとり弥生の王国土曜講座(奇数月は青谷上寺地、偶数月は妻木晩田の関連講座) ■とっとり弥生の王国考現学講座(高校生対象)	5,933
合計		18,266

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

鳥取県が全国に誇る弥生時代の国史跡である妻木晩田遺跡と青谷上寺地遺跡の活用事業を通じて、その魅力を広く県内外に発信し、地域振興、観光振興に繋げる。

○取組状況・改善点

青谷上寺地遺跡・妻木晩田遺跡の講座やイベントを連携した企画、内容で開催するとともに、チラシ等の活用で相互の遺跡のPRを図るなど、「とっとり弥生の王国」のブランド化を高める一体的な情報発信を行ってきた。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費  
2 項 企画費  
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（内線：7932）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
県内史跡等保 存活用推進事 業	121,024	112,889	8,135	1,080			119,944	
トータルコスト	134,490千円（前年度 126,268千円） [正職員：1.7人]							
主な業務内容	史跡整備ネットワーク会議 史跡・埋蔵文化財の詳細調査 関係機関との連絡調整 市町村等の指導 募集、PR、 展示、資料作成							
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

- (1) 鳥取県の優れた文化財を地域振興（観光資源化等）や教育資源として活用するため、その魅力の再発掘を行い、より効果的な活用方法を講じるとともに、地域での取組を支援する。
- (2) 県内外の方々に、県内文化財に関する情報を積極的に発信し、文化財の大切さを知ってもらう。
- (3) 文化財の調査研究を実施して、国・県指定等に必要となる学術的評価を行い、文化財指定等に向けて積極的に取り組む。

2 主な事業内容

- (1) 史跡整備ネットワーク会議の開催 858千円  
○鳥取県及び島根県と両県の市町村が連携し、より良い史跡の整備活用について検討する会議の実施と、史跡の活用促進を目的とした情報発信事業を行う。
- (2) 古代歴史文化に関する共同調査研究事業 422千円  
○14県による「弥生・古墳の刀剣類」をテーマにした共同調査研究に本県も参加。本研究を通して、古代歴史に関する各県の魅力を発信する。  
・研究成果を発表する講演会の開催。
- (3) 史跡・埋蔵文化財の詳細調査 2,161千円  
○県指定の史跡や保護文化財の指定候補となる遺跡・出土品を学術的に評価するための調査を実施。  
・R3年度は古墳の測量1件を予定
- (4) 史跡・埋蔵文化財の保護・管理・活用への助成 117,583千円  
○史跡鳥取城跡等国及び県指定の文化財の保存修理に要する経費  
○市町村が実施する開発事業や史跡整備に伴う試掘・確認調査等の埋蔵文化財調査に要する経費  
○市町村が埋蔵文化財や史跡を活用して行う出前授業や講演会等の活用事業に要する経費  
○史跡・埋蔵文化財の保護・活用等に係る文化庁調査官の指導旅費  
\*補助金の名称『鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金』

補助率（国指定文化財関係）

事業者	補助率
市町村	補助対象事業費から国庫補助金額及び起債に対する交付税措置相当額を差し引いた額の1/5、1/3、1/2又は2/3
所有者等	補助対象事業費から国庫補助金額を差し引いた額の1/2

3 事業目標・取組状況・改善点

- 事業目標  
・各自治体の抱える史跡の整備及び活用に関する課題を連携して解決するとともに、史跡の情報発信や活用事業を実施する。  
・文化財の適切な保存・保護を図るために、市町村や所有者等（所有者・管理団体）が行う文化財の保護・管理・活用に係る事業に助成を行う。
- 取組状況・改善点  
・市町村、文化財の所有者及び管理団体が文化財の保存または活用のために行う事業に対し、経費の一部を補助金として交付し、文化財の適切な保護と保存を図った。  
・島根県との連携に努めつつ、両県内の史跡の整備及び活用にかかるマネジメントを推進し、かつ両県で開催される文化財関連イベントの包括的な情報発信を実施。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費  
2 項 企画費  
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-85-5011）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
史跡青谷上寺地遺跡整備事業	〔債務負担行為〕 904,346 719,233	〔債務負担行為〕 0 92,110	〔債務負担行為〕 904,346 627,123		〔債務負担行為〕 813,000 <419,300> 599,000	<受託事業収入> 11,681	〔債務負担行為〕 91,346 75,711	県費負担 195,011
トータルコスト	742,996千円（前年度 107,850千円） [正職員：3人]							
主な業務内容	土木関係工事 ガイダンス施設基本・実施設計（建築・展示） 補助金事務、部会運営事務、委託業務調整事務、整備関連事業総括							
工程表の政策目標（指標）	史跡青谷上寺地遺跡の整備推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

保存状態の良い多種多様な道具類、生活廃棄物、人骨、朝鮮半島や中国に由来する品々が出土することで知られる全国屈指の弥生時代遺跡「青谷上寺地遺跡」を適切に保存し、有効に利活用するために必要な整備を実施する。令和5年度のガイダンス展示施設等の一部オープン、令和11年度のグランドオープンに向け、土木工事、施設工事等の設計を進め、令和2年度から土木工事を着工したところ。

2 整備活用の基本方針

(1) 整備の要点

○弥生時代の環境や人骨の出土状況再現 ○優れた出土品や最新成果の展示 ○当時の生活技術を体感

(2) 活用の要点

○むきばんだ史跡公園との連携 ○弥生時代の歴史や文化を満喫 ○地域振興と歴史遺産観光の促進

3 事業の年次計画・事業費

(1) 年次計画

段階的な工事・公開を実施し、R5秋にプレオープン、R11にグランドオープン予定

(2) 想定概算事業費

17～20億円+展示関係：2億円

(3) 予算額

・R3年度：719,233千円  
・R4年度（債務負担行為額）：904,346千円

(4) 内訳

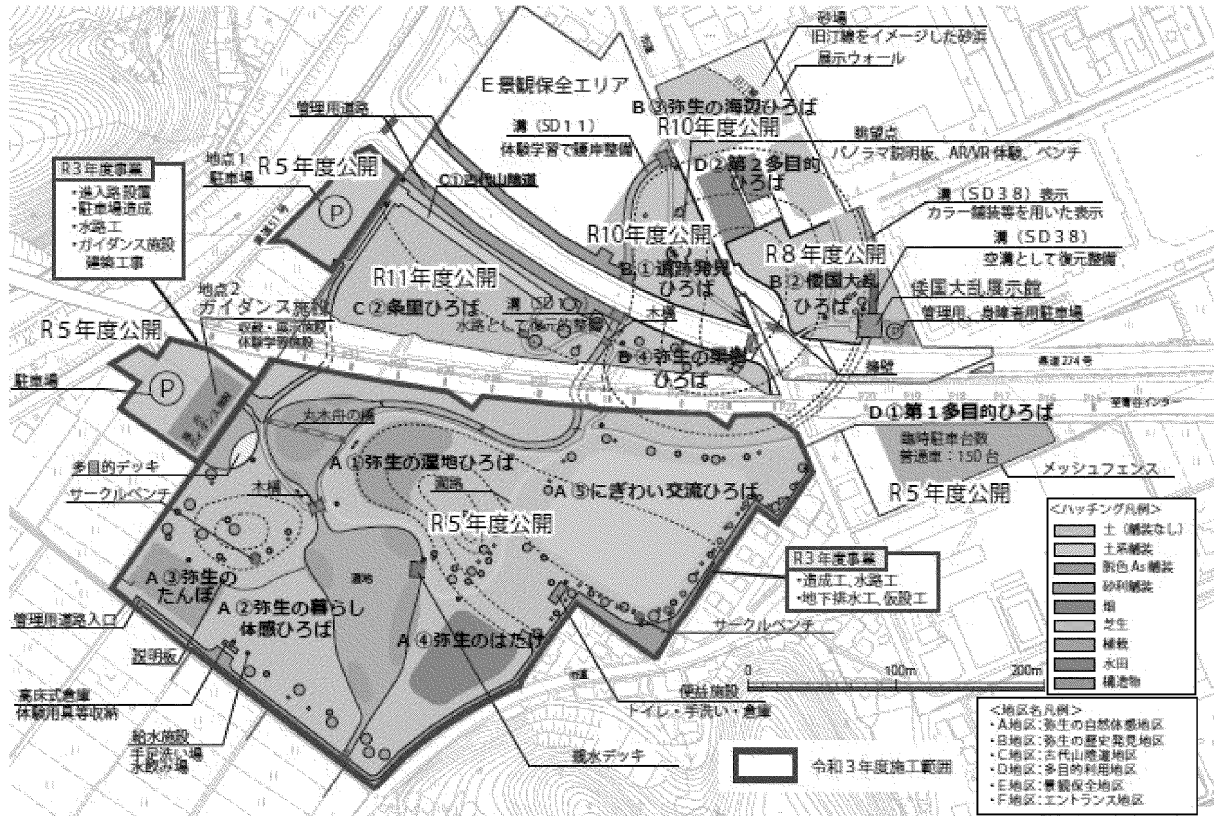
①土木関係整備工事（R3年度）

整備箇所等		内容	金額
工事費	弥生の湿地ひろば	造成工、地下排水工、溝・水路復元、湿地復元、仮設工	21,209千円
	弥生の暮らし体感ひろば にぎわい交流ひろば	造成工、地下排水工、水路工、仮設工	43,687千円
	エントランス地区 (造成工)	進入路設置、駐車場造成、水路工	40,351千円
	小計		105,247千円
委託費	—	監督補助委託	2,385千円
事務費	—	現地指導旅費、報償費、需用費等	1,295千円
合計			108,927千円

②展示ガイダンス施設（R3～R4年度）

	令和3年度 (当初要求)	令和4年度 (債務負担行為)	合計金額
施設工事費（機械・設備込み） (ガイダンス施設、便益施設等)	543,004千円	882,858千円	1,425,862千円
委託費（工事管理費）	4,680千円	21,352千円	26,032千円
手数料（適合性判定申請料等）	1,677千円	136千円	1,813千円
建築基本・実施設計 展示設計	60,445千円	—	60,445千円
事務経費	500千円	(R4当初要求)	500千円
合計	610,306千円	904,346千円	1,514,652千円

#### 4 グランドデザイン、R3整備箇所



#### 5 事業目標・取組状況・改善点

- 事業目標
  - ・国史跡青谷上寺地遺跡の保存、活用、情報発信を推進するため、整備を行う。
- 取組状況
  - ・平成28年度から平成30年度まで整備基本計画（詳細化）の策定、史跡指定地内の一部について整備基本設計を実施。
  - ・令和元年度は、エントランス地区整備のため土地の公有化を実施。
  - ・令和2年度から、土木工事の実設計、一部仮設道の工事を実施。
  - ・令和2年度から整備工事（土木工事）、および展示ガイダンス施設等の建築設計、展示設計に着手。
- その他
  - ・令和5年度のガイダンス展示施設等の一部オープン、令和11年度のグランドオープンに向け、土木工事、施設工事等の設計を進め、令和2年度から土木工事を着工したところ。

(注) 起債欄のく>書きは交付税措置額を除いた額である。  
 県費負担額は、起債欄のく>書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
6目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-85-5011）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青谷上寺地遺跡発掘調査事業	42,967	58,766	△15,799	19,203			23,764	
トータルコスト	94,475千円（前年度 109,762千円）〔正職員：4人、会計年度任用職員：7人〕							
主な業務内容	第18次発掘調査出土遺物の整理・報告書作成 第19次発掘調査、出土遺物の整理 補助金事務、委託業務関連事務、調査研究部会運営事務 発掘調査にかかる設計、予算執行に関わる調整 発掘調査業務総括							
工程表の政策目標（指標）	青谷上寺地遺跡第19次発掘調査							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

整備計画に資するため、青谷上寺地遺跡の詳細な内容を確認する発掘調査とその成果を補完する予備調査（ボーリング調査）を実施する。併せて貴重な出土品を後世に引き継ぎ、出土品の調査研究や活用を可能とするための恒久的な保存処理を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	予算額	事業内容
史跡等内容確認調査 （国庫1/2）	34,089	（1）発掘調査（第19次発掘調査） ・調査目的：第18次発掘調査で確認された、港湾施設の可能性のある造成跡の性格解明（2カ年計画の第2年次） ・調査面積：90平米（15.0m×6.0m） ・発掘調査支援委託業務により実施 （2）出土品の整理作業 ・令和2・3年度第19次発掘調査の出土遺物について、整理作業（洗浄・注記・接合・復元・凶化等）を行う。
整備予備調査 （国庫1/2）	2,805	・ボーリング調査 10m×2地点
埋蔵環境調査	2,103	・観測孔1本の移設・移設先1地点と既存の観測抗4地点の同時観測（pH値測定、酸化還元電位測定、溶存酸素測定ほか）を行う。
出土品の保存処理 （国庫1/2）	3,521	（1）直営による保存処理 第18次調査出土木製品 （2）専門業者に委託して実施する保存処理 第1次調査木製品3点
とっとり弥生の王国 調査整備活用委員会 （国庫1/2）	449	・調査研究部会（青谷上寺地遺跡担当）を年2回（7月、3月）開催する。
合計	42,967	

3 事業目標・取組状況・改善点

詳細な発掘調査を実施することで、青谷上寺地遺跡の様相が徐々に明らかになってきている。この調査成果は、計画的に刊行している発掘調査報告書において公開しており、学術的にも高い評価を得ている。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

6目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-85-5011）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青谷上寺地遺跡出土品調査研究等事業	9,835	10,134	△299	2,036			7,799	
トータルコスト	51,165千円（前年度 54,248千円）〔正職員：2人、会計年度任用職員：9人〕							
主な業務内容	出土品の調査研究（データベース作成、調査研究、海外との調査研究交流）に関すること 重要文化財修理、出土品の復元品作製に関すること 出土品調査研究事業総括、重要文化財、収蔵展示室等管理							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業目標、概要

- (1) 重要文化財を含む青谷上寺地遺跡の出土品について多角的に研究を行い、その成果を情報発信し、史跡の整備や活用に活かす。
- (2) 青谷上寺地遺跡と歴史的に関係の深い韓国の研究機関と交流して調査研究の方法論や情報を共有し、青谷上寺地遺跡の研究成果の向上を図る。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	内容	予算額
出土品の調査研究	・整備、活用事業の充実をはかるための「弥生人の暮らし」に係る応用研究 ・膨大な出土品の情報公開・活用を進めるための出土品の再整理 ・DNA分析等人骨研究に関連する、人骨に伴う出土品の年代測定	1,989
重要文化財指定品修理	・欠損等があり、現状では展示公開が困難な重要文化財指定品（主に木製品）の修理や部分的な復元。	4,054
弥生人の脳の保守管理	・「脳」保管用冷蔵庫の保守管理 平成12年に発見された「弥生人の脳」を保存する冷蔵庫の保守管理 ・「脳」の保存に係る調査指導 有識者により保存状態の確認を行い、保存方法に関する助言を得る	192
鳥取市青谷町総合支所の負担金	・青谷上寺地遺跡整備室は、鳥取市青谷町総合支所の一部を使用しており、経費の一部を負担。	2,659
青谷上寺地遺跡整備室収蔵庫機械警備委託費	・青谷上寺地遺跡整備室の遺物収蔵庫の機械警備委託費。	198
青谷上寺地遺跡整備室清掃委託費	・鳥取市青谷町総合支所の青谷上寺地遺跡整備室関係フロアの清掃委託費。	153
標準事務費	・韓国国立慶州文化財研究所との連携・交流	590
合計		9,835

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

青谷上寺地遺跡の出土品が持つ豊富な情報の発信に向けての調査研究の実施

○取組状況

- ・膨大な出土品を種別ごとにデータベース化し、公開。
- ・調査研究報告書の刊行
- ・海外（主に韓国）との調査研究交流
- ・活用を可能とするためのレプリカや復原品を作製

○改善点

- ・「建築部材」「骨角器」「金属器」「木器」「玉作関連遺物」「石器」の6種類のデータベースを作成・公開。アクセス数は順調に増加。
- ・「出土品調査研究報告書」計11冊を刊行。弥生時代研究に必携の学術書として、多くの論文で引用されている。
- ・海外との調査研究交流により、東アジアというスケールで青谷上寺地遺跡の知名度が向上。
- ・上記の成果を受け、出土品のうち、1,353点が国の重要文化財に指定された（R1. 7. 23）。
- ・作製したレプリカを県内外の博物館等展示施設にて公開。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
6目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-85-5011）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
青谷上寺地遺跡史跡指定地維持管理事業	8,041	8,287	△246				8,041	
トータルコスト	11,209千円（前年度 13,009千円）〔正職員：0.4人〕							
主な業務内容	維持管理に係る事務 スーパーボランティア事業に係る事務							
工程表の政策目標（指標）	-							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県有地部分の維持管理を地域住民等と協働で実施し、当該史跡の適切な保存管理を図るとともに、地域住民等に一層親しまれる史跡を目指す。

2 主な事業内容

（単位：千円）

項目	予算額	事業内容
スーパーボランティア支援事業	5,323	青谷上寺地遺跡の一部を利活用し、地域づくりや賑わい創出を目的とした維持管理等を行う地域のボランティア団体や個人等に対し、必要な支援を行う。（想定面積36,259m <sup>2</sup> ）
維持管理委託料等	2,718	公有化した土地の適切な維持管理のため、草刈等を実施する。（想定面積46,605.9m <sup>2</sup> ）
合計	8,041	

3 事業目標、取組状況、改善点

○事業目標

県有地部分の維持管理を地域住民等と協働で実施し、当該史跡の適切な保存管理を図るとともに、地域住民等に一層親しまれる史跡を目指す。

○取組状況

公有化した土地の一部について、地域の団体等と連携しながら草刈等の維持管理及び土地の活用を実施し、残りは委託事業で草刈りを行ってきた。

○改善点

草刈りについて、雑草の伸長状況を常時把握し、適切に実施している。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費  
2 項 企画費  
6 目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0859-37-4030）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
妻木晩田遺跡調査整備事業（保存整備）	14,992	10,691	4,301	4,808			10,184	
トータルコスト	33,210千円（前年度 28,792千円）〔正職員：2.3人〕							
主な業務内容	補助金申請等資料作成 他部局委託業務の調整、協議 設計委託、公示などの調整、協議、進行管理 整備計画の検討、調整 契約、支払							
工程表の政策目標（指標）	妻木晩田遺跡の整備・発掘調査							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国民・県民共有の財産である国史跡妻木晩田遺跡を適切に保存・管理するとともに、公開・活用するために必要な遺構整備、環境整備等を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
既公開施設再整備等事業	(1)妻木山地区復元建物修繕【単県】 ● 茅の腐食と雨漏りが顕著なMK219号掘立柱建物（高床倉庫）の屋根修繕（茅葺き替え）を行う。	2,831
第1期末整備エリア整備等事業	(1)仙谷地区墳丘墓群整備基本設計【国補1/2】 ● 第1期整備未整備の仙谷地区墳丘墓群の整備手法を決定するため、整備基本設計を実施する。	7,960
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会・整備活用部会の開催、整備現地指導	(1)とっとり弥生の王国調査整備活用委員会（整備活用部会）【国補1/2】 ● 史跡妻木晩田遺跡及び史跡青谷上寺地遺跡の整備活用の方法、計画に関する事項を検討する「整備活用部会」（委員8名、うち3名は公募）を開催〔3回〕。 (2)整備現地指導等【国補1/2】 ● 仙谷地区墳丘墓群等の整備公開手法について、上記委員会委員及び委員外の有識者（保存科学等）を現地に招聘して専門的見地から指導、助言を得る。	1,697
その他	(1)大規模遺跡調査連絡協議会開催【単県】（臨） ● 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため延期となった協議会を開催。 (2)進入路落石防護柵設置【単県】（臨） ● 進入路の安全を確保するため、土留鋼板を用いて落石防護柵を設置する。	2,504
合 計		14,992

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

- ・既公開施設において、毎年復元建物の大規模改修1棟を実施する。
- ・とっとり弥生の王国調査整備活用委員会の指導・助言を得ながら、早期に第1期末整備エリアの整備を完成させる。

○取組状況

- ・第1期整備は一部未了範囲を除きほぼ終了。整備未了範囲（仙谷地区及び妻木山地区の一部）について、とっとり弥生の王国調査整備活用委員会の指導、助言を得ながら整備、活用のあり方を検討している。
- ・整備後約20年が経過し、経年劣化により倒壊等のおそれがある復元建物については状態を監視しながら順次再整備を行い、安全に見学、活用ができる環境を維持している。
- ・復元建物は日常的な点検によって状態を注視しながら、適時維持管理作業員による小修繕（指定管理者による作業）を行い、経年劣化による損傷を最低限に抑制するとともに、公園景観を適切に維持している。



令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

6目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0859-37-4030）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
妻木晩田遺跡調査整備事業（発掘調査）	22,370	22,670	△300	10,871			11,499	
トータルコスト	40,708千円（前年度 38,608千円）〔正職員：1.6人、会計年度任用職員：2人〕							
主な業務内容	発掘調査 整理作業 発掘調査研究年報の作成 補助金等資料作成 契約・支払							
工程表の政策目標（指標）	妻木晩田遺跡の整備・発掘調査							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

国史跡妻木晩田遺跡の集落像を解明するため、発掘調査年次計画に基づき、「とっとり弥生の王国調査整備活用委員会」の指導助言を得ながら発掘調査を実施する。また、調査研究年報等により調査研究成果の情報発信を行う。

2 主な事業内容

区分	内容	予算額 (単位：千円)
発掘調査	(1)内容確認調査【国補1/2】 ・仙谷1号墓 ・妻木新山地区2区の北西斜面部と北東斜面部 (2)ボーリング調査【国補1/2】 ・松尾頭地区谷部 (3)自然科学分析委託【国補1/2】 (4)分布調査 (5)出土品整理作業【国補1/2】	20,188 (人件費除く)
とっとり弥生の王国調査整備活用委員会の開催等	(1)とっとり弥生の王国調査整備活用委員会【国補1/2】 (2)調査研究現地指導【国補1/2】 (3)委員・文化庁連絡調整等事務【国補1/2】	1,604
発掘調査研究年報刊行	発掘調査成果等をまとめた調査研究年報を刊行し、最新の調査研究情報を発信【単県】	478
出土品再整理	整理作業員による出土品等の整理・復元【国補1/2】	100 (人件費除く)
合 計		22,370

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

調査課題を解決し、妻木晩田遺跡の全体像を明らかにする。

【調査課題】

- A：集落の構造と変遷に関する問題
- B：墓制に関する問題
- C：生活空間・生業に関する問題
- D：古環境に関する問題
- E：弥生時代以前、弥生時代以降の妻木晩田遺跡とその周辺に関する問題

→長期計画第Ⅲ期では、課題Aを中心に課題C、課題Dの解明を目指す。

○取組状況

国史跡妻木晩田遺跡の集落像を解明するために、調査研究を継続的に実施。

- ・平成22～24年度：仙谷地区
- ・平成25年度：松尾頭地区
- ・平成28年度：妻木山地区谷部
- ・平成29～30年度：松尾頭地区
- ・令和元～2年度：妻木新山地区斜面部

発掘調査研究年報及び発掘調査報告書を刊行し、学術的な調査研究成果を企画展等で広く公開するとともに、ホームページやFacebookにより速報的に情報発信を行っている。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
6目 文化財保護費

とっとり弥生の王国推進課（内線：7934）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
むきばんだ史跡公園運営費	54,671	54,671	0			<使用料17,財産売却収入89> 106	54,565	
トータルコスト	63,384千円（前年度 63,328千円）〔正職員：1.1人〕							
主な業務内容	指定管理者との連絡調整 委託料支払い 庶務・会計（鳥取県執行事業分）							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<b>1 事業の目的、概要</b>								
むきばんだ史跡公園の一部業務（維持管理部門）を、指定管理者（公益財団法人鳥取県教育文化財団）へ委託して運営するための経費（指定管理制度導入：平成31年4月～令和6年3月まで）								
<b>2 主な事業内容</b>								
むきばんだ史跡公園の運営を以下のとおり分担して行う。								
<b>【指定管理者の行う業務】</b>								
施設設備の維持管理・史跡の管理・受付案内等運営補助・県が行う事業の実施補助								
<b>【県の行う業務】</b>								
遺跡の発掘調査、復元建物の営繕等を行う遺跡の保存整備事業、イベント企画・情報発信を行う遺跡を用いた活用事業								
<b>3 事業目標・取組状況・改善点</b>								
○事業目標								
むきばんだ史跡公園の業務を円滑かつ安全に行う。								
○取組状況								
国史跡妻木晩田遺跡を訪れる見学者の方々に、再現された弥生時代の集落・自然景観を安全かつ快適に見学していただくために、平成30年度までは鳥取県が直営の上、必要な維持管理を実施している。								
○改善点								
こうした維持管理の水準を保ちつつ、更なる運営の効率化を果たすため、平成31年度から維持管理部門を指定管理者へ委託することとした。								

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費  
2項 企画費  
7目 埋蔵文化財センター費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-27-6711）  
（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
埋蔵文化財センター運営費	21,291	11,118	10,173		<9,000> 9,000	<使用料565, 財産収入987> 1,552	10,739	県費負担 19,739
トータルコスト	36,797千円（前年度 26,498千円）〔正職員：1.6人、会計年度任用職員：1人〕							
主な業務内容	施設・設備維持管理、職員の人事・安全衛生管理、予算・決算、庶務・会計							
工程表の政策目標（指標）	—							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>埋蔵文化財センター（本所、積善分館、秋里分室、美和分室）庁舎、敷地の適切な維持管理、運営を行う。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 施設設備の維持管理 (2) 埋蔵文化財センターの運営 (3) 県有施設中長期保全計画に基づく、受変電設備の更新</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>○事業目標 埋蔵文化財センターの運営や施設管理等を円滑に行う。</p> <p>○取組状況 埋蔵文化財センターの施設の維持管理のために必要な業務委託や施設修繕等を実施している。 また、今までの発掘調査で出土した貴重な出土品等の適切な収蔵管理と来館者への公開を行っている。</p>								
埋蔵文化財等調査研究・研修事業	470	479	△9				470	
トータルコスト	28,194千円（前年度 28,024千円）〔正職員：3.5人〕							
主な業務内容	研修会企画立案、重要遺跡調査研究、県内遺跡情報収集、デジタルデータ保管・活用研究、木製品保存処理研究							
工程表の政策目標（指標）	埋蔵文化財の情報発信・活用							
事業内容の説明								
<p><b>1 事業の目的、概要</b></p> <p>埋蔵文化財の発掘調査を迅速かつ適正に進めるため、埋蔵文化財に関する専門的・基礎的研修を行い、市町村等職員の発掘調査実施に必要な専門知識と技能の習得及びその向上を図る。 また、県内の遺跡等の文化財の調査研究や埋蔵文化財調査の新技術の研究を実施し、その成果を研修や普及啓発事業に生かす。</p> <p><b>2 主な事業内容</b></p> <p>(1) 専門職員研修 県及び市町村の埋蔵文化財専門職員などを対象に、テーマを決めて専門的な技術、知識等の研修を行う。 (2) 基礎研修 新規採用職員や経験の浅い市町村職員等を対象に、発掘調査を円滑に進めるための基礎的な技術、知識等を習得できるよう研修を行う。 (3) 市町村への調査等に対する支援 埋蔵文化財の調査、文化財保護法改正に伴う「地域計画」作成等に関する、技術的な支援を実施する。 (4) 文化財の調査研究 重要遺跡以外の文化財や出土品、文化財調査の新技術等の調査研究を実施する。</p> <p><b>3 事業目標・取組状況・改善点</b></p> <p>○事業目標 ・文化財担当職員の専門知識と技能の習得及びその向上 ・文化財にかかる調査研究の実施</p> <p>○取組状況 ・各種研修には多くの県内の埋蔵文化財保護行政担当者の参加を得ている。また、市町村で埋蔵文化財の調査が適切に進められるように支援を行っている。 ・発掘調査技術の調査研究ではデジタル写真を用いた三次元計測の研究を進め、完成したデータを展示室での公開や古代体験素材への利用など、活用に取り組んでいる。</p>								

(注) 起債欄の< >書きは交付税措置額を除いた額である。  
県費負担額は、起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算した額である。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

7目 埋蔵文化財センター費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-27-6711）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県の考古学情報発信事業	8,025	6,811	1,214	3,796			4,229	
トータルコスト	42,434千円（前年度 40,917千円）〔正職員：3.2人、会計年度任用職員：3.2人〕							
主な業務内容	刊行物の作成・配布、考古学展示会・考古学講演会の企画立案、展示資料作成、復元資料を活用した学校教育支援、市町村への指導助言、問い合わせ・見学等対応、収蔵資料再整理・復元							
工程表の政策目標（指標）	埋蔵文化財の情報発信・活用							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

埋蔵文化財センター等に保管されている出土品、調査記録類や遺跡を様々な取り組みを通じて普及活用することで、県民の方々の郷土の歴史や地域の文化財に対する認識を深め、郷土愛の醸成や地域振興・観光振興を図る。  
また、次世代を担う子どもたちに郷土への愛着と誇りの醸成を目的とする「ふるさとキャリア教育」を推進する。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
普及資料刊行事業 （国1/2）	○調査研究紀要、県内文化財情報のリーフレット刊行 ○遺跡保護用の遺跡地図の改訂と市町村等への配布	760
発掘資料の展示・活用事業 （国1/2）	○埋蔵文化財センターでの企画展示や講座の開催 ○大型商業施設での出前展示を開催 ○「古代まつり」を東・中部の市町村と共同開催 ※出前展示や講座、「古代まつり」等は新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対策を取り実施する。 ○整理事業員による出土品等の整理・復元 ○AR（拡張現実）を用いた遺跡の再現と活用（新）	5,861
歴史授業への支援事業 （小・中・高校） （国1/2）	○地域の歴史を題材にした歴史教材の開発と実践〔小中学校課連携事業〕 ○歴史授業に一部有償ボランティアを活用（新） ○教育センターと連携した教員向け研修〔教育センター連携事業〕 ○小中学校の教育研究会と連携した研修 ○「鳥取県遺跡MAP」（当センター展示室に整備）のインターネット公開（新）	479
歴史・遺跡への誘い事業 （国1/2）	○著名な講師によるフォーラム ○文化財主事等による埋蔵文化財の講演や現地案内 ※新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対策を取り実施する。	825
市町村等への支援	○開発行為等にかかる試掘調査等への技術的支援 ○地元の遺跡（「遺跡MAP」など）・中世城館（仮称「因伯の山城50選」など）等を材料とした活用の支援	100
合 計		8,025

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

- ・鳥取の歴史や地域の魅力をさらに高めるため、鳥取県の考古学情報をより多く、幅広く発信する。
- ・郷土の歴史に対する関心を深めるため、学校教育の中でより多くの児童・生徒に授業を行う。

○取組状況

- ・R2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止により一部中止となったが、企画展示（6回）、出前展示（2回）、講座（まいぶん講座5回、出前講座20回）、古代体験イベント（古代まつり代替：9回）、現地説明会（4回）を実施（見込み含む）した。
- ・歴史授業実施（東部・中部小学校のべ12校）、出土品貸出（小学校1校）、出土品展示（小学校1校）を実施した。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

7 目 埋蔵文化財センター費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-27-6711）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取西道路出土木製品調査研究事業	2,963	3,082	△119	919			2,044	
トータルコスト	42,351千円（前年度 42,139千円）〔正職員：3.9人、会計年度任用職員：3人〕							
主な業務内容	出土木製品の保存処理・調査研究							
工程表の政策目標（指標）	埋蔵文化財の調査研究と情報発信・活用の推進							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

鳥取西道路の改築に伴う発掘調査で、縄文時代から中・近世にかけての木製品が良好な状態で大量（コンテナ約5,000箱分）に出土している。中には、全国的に大きく報道された青谷横木遺跡の「女子群像板絵」や松原田中遺跡の地中梁などが含まれている。しかし、調査期間の制約から、ごく一部しか整理・報告や保存処理を行うことができなかった。これらの木製品は、国史跡青谷上寺地遺跡から出土した木製品（重要文化財）とあわせて、全国屈指のものである。また、青谷横木遺跡出土木製品は、国の重要考古資料となっており、重要文化財指定を目指している。本事業では、調査研究と保存処理を行い、積極的な展示等の活用を通じて、古くから豊かな木の文化を持つ本県の特徴を県内外に向けてアピールすることを目的とする。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	国補助率	予算額
保存処理	<ul style="list-style-type: none"> <li>木製品の状態把握と調査研究、保存処理の優先順位を決めるトリアージ作業を実施する。</li> <li>ポリエチレングリコール含浸とトレハロース含浸による2種の方法で直営による保存処理を実施。直営による処理が困難な重要又は脆弱な木製品は専門業者に委託する。</li> <li>保存処理実施までは、乾燥による変形を防ぐため常に水漬けする。水の腐食防止のため定期的な水替えを実施する。</li> </ul>	薬品代1/2 専門業者への委託料1/2	2,348
調査研究	<ul style="list-style-type: none"> <li>トリアージで絞り込んだ木製品の資料化（実測・写真）を行い、再評価を行う。</li> <li>国の重要考古資料になった青谷横木遺跡出土木製品についての調査研究を早期に進め、令和7年度の重要文化財指定を目指す。</li> <li>通時的な自然環境の復元など学際的な共同研究を実施。</li> <li>県農林水産部や東京本部、関西本部等他部局と連携して研究成果を県内外に発信。</li> </ul>		615
合計			2,963

令和7年度に青谷横木遺跡出土木製品を国の重要文化財指定を受けられるよう進め、令和8年度に木製品全般の調査研究の総まとめとしたシンポジウムや保存処理をした木製品の展示会を開催する。また、国史跡青谷上寺地遺跡と関連する木製品も、青谷上寺地遺跡の整備とも連携しつつ、展示等を行う。（予定）

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

コンテナ5,000箱に及ぶ鳥取西道路出土木製品の調査研究と保存処理を令和8年度までに行い、古くから豊かな木の文化を持つ本県の特徴を県内外に向けてアピールしていく。

○取組状況

- トリアージ作業や保存処理業務で人員が不足しているが、担当以外のセンター職員もローテーションで各業務の手伝いを行っている。また、トリアージ結果のデータ入力については、ワークセンターを利用している。
- 保存処理に使用する恒温器2台を、県産業技術センターから譲り受け、保存処理点数の増加を図っている。保存処理にトレハロース法を導入し、効率よく保存処理を進めている。
- 農林水産部（林業試験場）との連携で復元品等を作成し、展示するなど、新たに他部署との協業を行っている。また、遺跡から出土した2,700年前のケヤキの木を使って県内の木工職人に作品をつくってもらい、展示を行い、新しい層にアピールするよう努めた。

令和3年度一般会計当初予算説明資料

2 款 総務費

2 項 企画費

7 目 埋蔵文化財センター費

とっとり弥生の王国推進課（電話：0857-27-6711）

（単位：千円）

事業名	本年度	前年度	比較	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
重要遺跡等調査研究事業	8,043	3,115	4,928	4,021			4,022	
トータルコスト	17,778千円（前年度 12,757千円）〔正職員：0.8人、会計年度任用職員：1.2人〕							
主な業務内容	古墳の資料調査、古代山陰道・中世城館の発掘調査及び成果の情報発信							
工程表の政策目標（指標）	—							

事業内容の説明

1 事業の目的、概要

県又は国にとって、歴史上又は学術上の価値が高く、調査が技術的に高度なもの等について、重要遺跡等として積極的に発掘調査を含む調査研究を行い、県又は国史跡指定などの価値付けに向けて取り組むことで、貴重な財産を保護しつつ、地域振興や観光振興を図っていく。

弥生時代を代表する青谷上寺地遺跡や妻木晩田遺跡以外の古墳、古代、中世の遺跡について、これまでの調査経緯や新たな知見を踏まえ、複数の課題を設定し、事前の踏査や文献等調査にもとづいて、その中から年2テーマ程度の発掘調査を行う。

2 主な事業内容

（単位：千円）

区分	内容	予算額
古 墳	・鳥取平野の前方後円墳について、現地踏査及び古墳出土の上器等の資料調査を行う。	46
古代山陰道（青谷）	・令和2年度に作成する東側丘陵部の発掘調査概報をベースに、レーザー地形測量でつづら折れ部の微地形を補正し、発掘調査報告書を作成する。 ・令和1・2年度に行った現地踏査の結果に基づき、西側丘陵部のうち東側及び東側丘陵のうち東側傾斜部の発掘調査を「因幡国古代山陰道発掘調査委員会」の指導を受けながら行い、その成果を現地説明会やフォーラムで情報発信する。 ・県土整備部等が所有するボーリングコアを分析し、古代山陰道が機能していた当時の青谷平野の古環境を復元する。	3,786
中世城館	・令和2年度に作成する狗戸那城（鳥取市鹿野町）の発掘調査概報をベースに、レーザー地形測量で立体地図を作成し、発掘調査報告書を作成する。 ・令和2年度に行った現地踏査の結果に基づき、狗戸那城山麓にある居館候補地等及び大谷城（倉吉市）の発掘調査を研究者の指導を受けながら行い、その成果を現地説明会やフォーラムで情報発信する。 ・八頭郡・岩美郡に多い室町幕府奉公衆の山城などの現地踏査を行う。	4,046
共通	・現地踏査は、地元市町の担当者のほか、調査経験者、地元協力者を有償ボランティアとして活用する。	165
	計	8,043

※現地説明会、フォーラムは、新型コロナウイルス感染症の状況を見ながら、対策を取り実施する。

3 事業目標・取組状況・改善点

○事業目標

・国県史跡指定の拡大、調査研究を通しての遺跡の露出度の拡大、地域の史跡・遺跡の活用気運の向上を図る。

○取組状況

・鳥取西道路建設時の発掘調査により本高14号墳の築造時期が山陰地方最古という可能性が認識され、その重要度から現状保存することとし、平成29・30年度、本高14号墳近辺の鳥取平野西部から南部エリアの古墳の墳形を確認するための測量を県史編纂室と共同で実施している。

・令和元年度から2年度に鳥取市青谷町内で実施した古代山陰道の発掘調査で、全国初となる「つづれ折れ」を確認、また、青谷平野（青谷上寺地遺跡・青谷横木遺跡）から東側丘陵部に続く古代山陰道のルートを確認した。

発掘調査成果を公開する現地説明会や古代山陰道ウォークイベントには、県内外から多くの参加者があった。

・令和元年度から2年度に群雄が割拠した16世紀後半の西因幡・東伯耆エリアで中世城館の踏査、発掘調査を実施し、一時期鹿野城に替わって機能したと考えられる旧気高郡エリアで遺構の残りが非常に多い「狗戸那城」を確認、その他、織田氏（秀吉軍）の天下統一の動向に関わる重要な西因幡、東伯耆の関連城郭の踏査を実施し、詳細縄張り図を作成した。狗戸那城の発掘調査では主郭部分で県内初となる大型礎石建物（主殿）跡を確認した。

・このように重要な発見が続く専門家を多く含む多くの方からの関心も高く、今後の調査研究に対する期待度は高い。

令和3年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費				
		うち地域づくり推進部				1項 総務管理費
		1目 一般管理費	3目 広報費	4目 文書費		
1	報酬	600,032	138,664	153		153
2	給料	3,150,584	804,660			
3	職員手当等	4,702,501	427,355			
4	共済費	1,137,113	290,043			
5	災害補償費	500				
6	恩給及び退職年金	5,424				
7	報償費	250,349	17,486	1,657	1,657	
8	旅費	231,504	47,725	3,277	1,303	632
	費用弁償	37,852	12,206	397	370	
	普通旅費	151,560	21,064	2,248	933	
	特別旅費	42,092	14,455	632		632
9	交際費	2,900	300	200		
10	需用費	563,150	101,624	26,673	3,960	
11	役務費	570,028	49,833	15,419	6,000	
12	委託料	5,472,480	2,139,077	108,932		14,846
13	使用料及び賃借料	1,144,873	31,922	10,400	2,000	
14	工事請負費	2,744,511	2,133,122			
15	原材料費	565	565			
16	公有財産購入費					
17	備品購入費	93,574	21,917	198		
18	負担金、補助及び交付金	10,756,556	3,022,723	4,011		67
19	扶助費					
20	貸付金					
21	補償、補填及び賠償金	1,800				
22	償還金、利子及び割引料	170,200				
23	投資及び出資金					
24	積立金	35,528	173			
25	寄付金					
26	公課費	225				
27	繰出金					
	予備費					
	計	31,634,397	9,227,189	170,920	13,263	17,202
財 源 内 訳	国庫支出金	4,953,449	743,512			
	地方債	2,817,000	2,061,000	17,000		
	その他	1,523,310	598,920	4,999	369	1,188
	一般財源	22,340,638	5,823,757	148,921	12,894	17,202
					189	

令和3年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

節	款 項 目	2款 総務費					
		うち地域づくり推進部					
		1項 総務管理費		2項			
		15目 総合事務所費	企画費	1目 企画総務費	2目 計画調査費	3目 交通対策費	5目 スポーツ振興費
1	報酬		133,297	128,197	2,111		853
2	給料		797,008	797,008			
3	職員手当等		417,731	417,731			
4	共済費		287,112	287,112			
5	災害補償費						
6	恩給及び退職年金						
7	報償費		14,991		3,126	390	3,680
8	旅費	1,342	38,114	7,004	3,774	1,641	8,095
	費用弁償	27	10,614	5,004	729		578
	普通旅費	1,315	15,063	2,000	1,185	1,400	5,123
	特別旅費		12,437		1,860	241	2,394
9	交際費	200	100	100			
10	需用費	22,713	31,707	4,500	2,482	1,419	7,356
11	役務費	9,419	26,126	4,390	4,985	1,250	6,105
12	委託料	92,898	1,966,330		900,444	26,742	769,384
13	使用料及び賃借料	8,400	18,062	3,000	2,079	600	4,191
14	工事請負費		2,133,122		1,173,439		295,445
15	原材料費		565				
16	公有財産購入費						
17	備品購入費	198	21,719		1,592		19,927
18	負担金、補助及び交付金	3,908	1,592,004	2,770	207,262	634,603	480,479
19	扶助費						
20	貸付金						
21	補償、補填及び賠償金						
22	償還金、利子及び割引料						
23	投資及び出資金						
24	積立金		173			173	
25	寄付金						
26	公課費						
27	繰出金						
	予備費						
	計	139,078	7,478,161	1,651,812	2,301,294	666,818	1,595,515
財源内訳	国庫支出金		252,162	28,298	61,533	59,462	9,333
	地方債	17,000	2,044,000		1,145,000		291,000
	その他	3,442	207,769	1,013	51,147	173	140,097
	一般財源	118,636	4,974,230	1,622,501	1,043,614	607,183	1,155,085



令和3年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

款 項 目  節		2款 総務費					
		うち地域づくり推進部					
		2項 企画費		4項		5項	
		6目	7目	市町村振興費	1目	選挙費	1目
		文化財保護費	埋蔵文化財センター費		自治振興費		選挙管理委員会費
1	報 酬	2,136		356	356	4,858	4,509
2	給 料					7,652	7,652
3	職 員 手 当 等					9,624	4,147
4	共 済 費					2,931	2,931
5	災 害 補 償 費						
6	恩 給 及 び 退 職 年 金						
7	報 償 費	6,918	877	736	736	102	102
8	旅 費	15,676	1,924	3,925	3,925	2,409	1,222
	費 用 弁 償	4,293	10	325	325	870	570
	普 通 旅 費	4,378	977	3,120	3,120	633	306
	特 別 旅 費	7,005	937	480	480	906	346
9	交 際 費						
10	需 用 費	9,279	6,671	11,323	11,323	31,921	442
11	役 務 費	7,847	1,549	6,521	6,521	1,767	370
12	委 託 料	254,286	15,474	63,490	63,490	325	160
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	5,927	2,265	2,948	2,948	512	84
14	工 事 請 負 費	652,629	11,609				
15	原 材 料 費	565					
16	公 有 財 産 購 入 費						
17	備 品 購 入 費		200				
18	負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	266,667	223	987,719	987,719	438,989	799
19	扶 助 費						
20	貸 付 金						
21	補 償、補 填 及 び 賠 償 金						
22	償 還 金、利 子 及 び 割 引 料						
23	投 資 及 び 出 資 金						
24	積 立 金						
25	寄 付 金						
26	公 課 費						
27	繰 出 金						
	予 備 費						
	計	1,221,930	40,792	1,077,018	1,077,018	501,090	22,418
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	84,800	8,736	22,847	22,847	468,503	231
	地 方 債	599,000	9,000				
	そ の 他	13,787	1,552	386,145	386,145	7	7
	一 般 財 源	524,343	21,504	668,026	668,026	32,580	22,180

令和3年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

節	款 項 目	5款 労働費			
		3目 国政選挙費		うち地域づくり推進部	
				1項 労政費	1目 労政総務費
1	報 酬	349	264,500		
2	給 料		206,604		
3	職 員 手 当 等	5,477	143,645		
4	共 済 費		114,554		
5	災 害 補 償 費				
6	恩 給 及 び 退 職 年 金				
7	報 償 費		162,362		
8	旅 費	1,187	28,956		
	費 用 弁 償	300	13,129		
	普 通 旅 費	327	5,202		
	特 別 旅 費	560	10,625		
9	交 際 費		50		
10	需 用 費	31,479	31,959		
11	役 務 費	1,397	23,156		
12	委 託 料	165	656,236		
13	使用料及び賃借料	428	88,468		
14	工 事 請 負 費		30,575		
15	原 材 料 費		1,920		
16	公 有 財 産 購 入 費				
17	備 品 購 入 費		2,434		
18	負担金、補助及び交付金	438,190	180,238	8,574	8,574
19	扶 助 費		374		
20	貸 付 金				
21	補償、補填及び賠償金				
22	償還金、利子及び割引料				
23	投 資 及 び 出 資 金		186,991		
24	積 立 金		4,818		
25	寄 付 金		60		
26	公 課 費				
27	繰 出 金				
	予 備 費				
	計	478,672	2,127,900	8,574	8,574
財 源 内 訳	国 庫 支 出 金	468,272	887,666		
	地 方 債		13,000		
	そ の 他		66,798		
	一 般 財 源	10,400	1,160,436	8,574	8,574

令和3年度当初予算歳入歳出事項別明細書(地域づくり推進部)

(単位:千円)

節	款 項 目	8款 土木費				地域づくり推進部 計
		うち地域づくり推進部				
		1項 土木管理費		4目 建築指導費		
1	報酬	257,808				138,664
2	給料	1,981,868				804,660
3	職員手当等	1,028,854				427,355
4	共済費	702,943				290,043
5	災害補償費					
6	恩給及び退職年金					
7	報償費	19,110				17,486
8	旅費	47,339				47,725
	費用弁償	12,799				12,206
	普通旅費	31,913				21,064
	特別旅費	2,627				14,455
9	交際費	100				300
10	需用費	715,240				101,624
11	役務費	188,186				49,833
12	委託料	6,918,775	2,300	2,300	2,300	2,141,377
13	使用料及び賃借料	261,031				31,922
14	工事請負費	24,392,353				2,133,122
15	原材料費	9,526				565
16	公有財産購入費	514,617				
17	備品購入費	307,271				21,917
18	負担金、補助及び交付金	6,786,724	31,000	31,000	31,000	3,062,297
19	扶助費					
20	貸付金	1,254				
21	補償、補填及び賠償金	1,154,178				
22	償還金、利子及び割引料	4,000				
23	投資及び出資金					
24	積立金	158,041				173
25	寄付金					
26	公課費	7,874				
27	繰出金					
	予備費					
	計	45,457,092	33,300	33,300	33,300	9,269,063
財 源 内 訳	国庫支出金	13,700,328	5,760	5,760	5,760	749,272
	地方債	16,459,000				2,061,000
	その他	1,499,775	790	790	790	599,710
	一般財源	13,797,989	26,750	26,750	26,750	5,859,081

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
2 款 総務費		
1 項 総務管理費		
3 目 広報費		
負担金、補助 及び交付金	広聴担当職員能力向上に係る研修経費負担金	36
	電子アンケート研修負担金	31
4 目 文書費		
報酬	鳥取県情報公開審議会委員	5 人
	鳥取県個人情報保護審議会委員	5 人
負担金、補助 及び交付金	情報公開、個人情報保護セミナー参加負担金	36
1 5 日 総合事務所費		
負担金、補助 及び交付金	中部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	10
	西部総合事務所安全運転運行管理者協議会負担金	98
	中部圏域みんなで地方創生事業補助金	1,900
	西部圏域みんなで地方創生事業補助金	1,900
2 項 企画費		
1 目 企画総務費		
報酬	会計年度任用職員	79 人
給料	一般職員	204 人
	定数外職員	3 人
負担金、補助 及び交付金	北方領土返還要求運動鳥取県民会議運営費補助金	270
2 目 計画調査費		
報酬	令和新時代創造県民運動推進委員	10 人
	鳥取県公民連携支援事業補助金審査・検証委員	5 人
	鳥取・島根広域連携協働事業審査委員	4 人
	鳥取県文化芸術活動支援補助金交付対象事業選定委員	5 人
	鳥取県美術展覧会運営部会委員	19 人
	鳥取県美術展覧会運営業務委託先選定プロポーザル審査会委員	2 人
	鳥取県ジュニア美術展覧会運営部会委員	9 人
	とっとり伝統芸能まつり出演団体選定委員	6 人
	鳥取県文化功労賞知事表彰選考委員会委員	5 人
	鳥取県文化芸術振興審議会委員	10 人
	鳥取県文化芸術事業評価委員	11 人
負担金、補助 及び交付金	令和新時代創造県民運動推進補助金	23,800
	令和新時代とっとり元気フェス開催事業補助金	2,000
	鳥取県公民連携支援事業補助金	7,200
	鳥取・島根広域連携協働事業補助金	200
	日本NPOセンター会費	50
	とっとり県民活動活性化センター補助金	3,050
	工芸・アート村推進事業補助金	10,500
アートによる地域活性化促進事業補助金	4,166	

項		日	金額（千円）等	
2 款 総務費				
2 項 企画費				
2 目 計画調査費				
負担金、補助 及び交付金	市町村連携型地域活性化拠点事業補助金		3,000	
	ホスピテイル・プロジェクト実行委員会補助金		1,500	
	鳥の劇場運営委員会補助金		35,500	
	鳥取県文化団体連合会活動支援補助金		18,038	
	文化芸術地域モデル全国発信事業補助金		15,000	
	学校における芸術文化事業（芸術鑑賞教室等）補助金		9,000	
	鳥取県総合芸術文化祭開催事業補助金		22,764	
	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会事務局運営費補助金		29,798	
	鳥取県文化芸術活動支援補助金		9,370	
	青少年のための弦楽入門講座開催支援事業補助金		2,400	
	鳥取県魅力ある展示支援事業補助金		1,716	
	鳥取県アートスタート活動支援事業補助金		1,000	
	伝統芸能・行事を活用した「おもてなし」活動支援補助金		331	
	文化芸術に親しみやすい環境整備支援事業補助金		374	
	（財）地域創造負担金		2,375	
	エンジン01負担金		30	
	万葉の郷とっとりけん全国高校生短歌大会参加チーム旅費負担金		1,100	
	アートの灯を守る！とっとりアート支援事業補助金		2,500	
	震災復興活動特別支援事業補助金		3,000	
	3 目 交通対策費			
負担金、補助 及び交付金	地域公共交通再編実施計画推進事業補助金		4,992	
	運輸事業振興助成補助金		8,859	
	公共交通ドライバー確保対策支援事業補助金		1,300	
	生活交通路線維持費補助金		287,600	
	広域バス路線維持費補助金		35,667	
	地域交通体系再編支援補助金		2,000	
	全国鉄道整備促進協議会負担金		50	
	山陰本線福知山線複線電化促進期成同盟会負担金		40	
	因美線・津山線近代化促進期成同盟会負担金		80	
	第三セクター鉄道等府県協議会負担金		40	
	若桜鉄道利用促進実行委員会負担金		251	
	智頭線利用促進協議会負担金		40	
	JR線・智頭線中部地区利用促進協議会負担金		505	
	鳥取県東部地域鉄道利用促進実行委員会負担金		2,750	
	若桜線維持存続支援事業費補助金		25,611	
	新たな地域交通体系構築支援補助金		260,318	
	コロナ時代に対応した公共交通変革事業費補助金		4,500	
	積立金	智頭鉄道運営助成基金積立金		173

項		日	金額（千円）等
2 款 総務費			
2 項 企画費			
5 目 スポーツ振興費			
報酬	2020東京オリ・パラ関連事業検討委員会		13 人
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業審査員		3 人
	鳥取県スポーツ審議会委員		12 人
	指定管理施設運営評価委員		8 人
負担金、補助 及び交付金	鳥取市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金		50,769
	倉吉市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金		2,674
	米子市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金		10,594
	境港市東京オリパラキャンプ実施委員会負担金		633
	共生社会ホストタウンサミット開催負担金		2,000
	事前キャンプコロナ感染対策費補助金		78,587
	鳥取県スポーツ推進委員協議会補助金		190
	関西マスターズスポーツフェスティバル開催府県市負担金		58
	グラウンド・ゴルフ国際大会開催事業負担金		2,000
	グラウンド・ゴルフの聖地化等生涯スポーツ創生事業補助金		3,000
	グラウンド・ゴルフの魅力情報発信支援事業補助金		400
	JOC競技別強化センター支援補助金		13,075
	東京オリ・パラターゲット競技事業補助金		9,343
	世界で活躍するスポーツ選手支援事業補助金		7,677
	優秀な指導者の確保事業補助金		15,689
	障がい者スポーツ拠点施設運営補助金		23,334
	スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助金		16,087
	都道府県対抗駅伝強化費補助金		1,600
	鳥取マラソン支援事業負担金		7,500
	鳥取さわやか車いす&湖山池マラソン大会開催事業費補助金		2,991
	鳥取県プロスポーツチームへの県民活動応援モデル事業補助金		500
	アジア国際ユースサッカーIN鳥取支援事業補助金		500
	鳥取方式の芝生化促進事業補助金		4,813
	鳥取方式の芝生化全国サポートネットワーク補助金		600
	(公財) 鳥取県スポーツ体育協会運営費補助金		111,048
	(一社) 鳥取県障がい者スポーツ協会運営事業費補助金		54,139
	倉吉自転車競技場管理運営費補助金		6,997
	ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会負担金		8,716
	ワールドマスターズゲームズ2021関西鳥取県実行委員会負担金		16,986
	ワールドマスターズゲームズ2021関西開催市町実行委員会負担金		27,979

項		日	金額（千円）等
2 款 総務費			
6 目 文化財保護費			
報酬	文化財保護審議会委員		20 人
	文化財保護審議会専門委員		3 人
	銃砲刀剣類登録審査委員会委員		3 人
	銃砲刀剣類登録審査委員会補助員		2 人
	とっとり弥生の王国調査整備活用委員会委員		18 人
負担金、補助及び交付金	文化遺産を活かした地域振興活動への支援負担金		250
	コウノトリ生態調査負担金		500
	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金（国・県指定文化財等）		120,901
	地域民俗芸能再生事業費補助金		500
	中国・四国ブロック民俗芸能大会負担金		900
	池田家墓所整備活用促進事業補助金		10,985
	ツアー造成・受地整備補助金		2,500
	妻木晩田遺跡活用実行委員会負担金		200
	鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金		2
	妻木晩田遺跡活用事業負担金		2
	青谷上寺地遺跡展示館管理運営費補助金		4,190
	古代歴史文化に関する共同調査研究事業負担金		220
	鳥取県文化財等保存・保護事業費補助金（史跡、埋蔵文化財等）		117,513
	鳥取市施設利用負担金		2,659
	青谷上寺地遺跡スーパーボランティア支援事業交付金		5,323
	妻木晩田遺跡発掘調査負担金		22
	7 目 埋蔵文化財センター費		
負担金、補助及び交付金	全国公立埋蔵文化財センター連絡協議会負担金		30
	鳥取県ミュージアム・ネットワーク負担金		2
	各種資格取得負担金		150
	鳥取市施設利用負担金		41
4 項 市町村振興費			
1 目 自治振興費			
報酬	中山間地域等活性化・移住定住促進協議会委員		10 人
	中山間地域等振興関係事業審査会委員		4 人
	観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金審査会委員		3 人
負担金、補助及び交付金	鳥取県市町村創生交付金		270,000
	鳥取県市町村振興協会交付金		376,000
	鳥取県権限移譲交付金		82,714
	鳥取市の中核市移行に伴う東部4町事務委託等に係る負担金		169,045
	八頭郡活性化戦略会議負担金		100
	東部圏域みんなで地方創生事業補助金		1,900

項		日	金額(千円)等
2 款 総務費			
4 項 市町村振興費			
1 目 自治振興費			
負担金、補助 及び交付金	日本風景街道新因幡ライン沿線自治体等連絡協議会負担金		1,100
	鳥取県国道29号日本風景街道推進事業費補助金		700
	安全運転運行管理者協議会負担金		40
	鳥取県日野郡連携会議負担金		41
	地域おこし協力隊起業・就業支援補助金		500
	みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業費補助金		28,409
	暮らしを守る仕組み(小さな拠点)づくり促進事業費補助金		4,400
	鳥取県若者定住等による集落活性化総合対策事業費補助金		3,332
	鳥取県中山間地域買物支援事業費補助金		19,912
	鳥取県まちなか暮らし総合支援補助金		2,000
	観光客の心に響く滞在型地域創造事業補助金		3,850
	鳥取県特定地域づくり事業推進補助金		19,000
	鳥取県とっつりの美しい街なみづくり補助金		3,343
	住宅市街地整備推進協議会会費		20
	全国過疎地域自立促進連盟会費		368
	一般財団法人地域活性化センター会費		900
全国山村振興連盟会費		45	
5 項 選挙費			
1 目 選挙管理委員会費			
報酬	会計年度任用職員		1 人
	委員		4 人
給料	一般職員		2 人
負担金、補助 及び交付金	都道府県選挙管理委員会連合会負担金		211
	都道府県選挙管理委員会連合会中国支会負担金		14
	在外選挙人名簿登録事務交付金		44
	公益財団法人明るい選挙推進協会負担金		400
	実践的主権者教育支援事業補助金		130
3 目 国政選挙費			
報酬	選挙長		1 人
	選挙分会長		1 人
	選挙立会人(小選挙区)		12 人
	選挙立会人(比例代表)		10 人
	審査分会長		1 人
	審査立会人		5 人
負担金、補助 及び交付金	市町村交付金		319,243
	不在者投票特別経費		2,254
	候補者公営費		74,040
	政見放送経費		32,253
	投票用紙等読取分類機整備交付金		10,400



項		目	金額（千円）等
5款 労働費			
1項 労政費			
1目 労政総務費			
負担金、補助 及び交付金	鳥取県シルバー人材センター連合会運営費補助金		8,574
8款 土木費			
1項 土木管理費			
4目 建築指導費			
負担金、補助 及び交付金	鳥取県空き家対策支援事業補助金		20,000
	鳥取県空き家利活用団体支援事業補助金		3,200
	鳥取県空き家利活用流通促進事業補助金		6,100
	鳥取県地域の空き家を活用したまちづくり推進事業補助金		800
	鳥取県空き家リノベーション普及啓発事業補助金		900

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の  
見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画										継続費の総額に対する進捗率			
			年度	年割額	左の財源内訳				前前年度末までの支出額	前年度末までの支出(見込)額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額		翌年度以降支出予定額		
					国庫支出金	特定財源	地方債	その他								
			千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	%
2	総務費 2 企画費	倉吉未来中心舞台照明・舞台機構設備等改修事業費	593,034		591,000	2,034		593,034		593,034		593,034		593,034		40.0
3			890,284		814,000	76,284				890,284		890,284		890,284		60.0
			1,483,318		1,405,000	78,318		593,034		890,284		1,483,318		1,483,318		100.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

当該年度提出に係る分

事 項	課名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		千円		千円		千円	国庫支出金	地方債	その他	千円
令和3年度 公民連携推進事業補助	県民参画協働課	補助金総額8,000千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 クラウド・ゴルフ聖地化推進事業	スポーツ課	3,408			令和4年度	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 ワールドマスターズゲームズ関西開催準備事業	関西ワールドマスターズゲームズ推進課	4,500			令和4年度	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 地域バス交通等体系整備支援事業補助	地域交通政策課	補助金総額250,009千円を限度として、令和3年度に交付決定した額から令和3年度に交付した額を差し引いた額			令和4年度	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 若桜線維持存続事業	地域交通政策課	5,291			令和4年度から令和14年度まで	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 地域交通体系鳥取モデル構築事業	地域交通政策課	201,818			令和4年度	限度額に同じ				限度額に同じ
令和3年度 史跡青谷上寺地遺跡整備事業	とっとり弥生の王国推進課	904,346			令和4年度	限度額に同じ		813,000		91,346

## 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は 支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

### 過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成30年度 鳥取県立県民文化会 館指定管理料	文化政策課	1,364,285	令和元年度から 令和2年度まで	527,495	令和3年度から 令和5年度まで	820,062				820,062
平成30年度 鳥取県立童謡館指定 管理料	文化政策課	385,957	令和元年度から 令和2年度まで	149,347	令和3年度から 令和5年度まで	231,996				231,996
平成30年度 鳥取県立倉吉未来中 心指定管理料	文化政策課	641,371	令和元年度から 令和2年度まで	252,566	令和3年度から 令和5年度まで	385,524				385,524
平成30年度 鳥取県立米子コンベン ションセンター指定 管理料	文化政策課	713,930	令和元年度から 令和2年度まで	265,259	令和3年度から 令和5年度まで	429,138				429,138
令和2年度 文化芸術拠点施設環 境整備事業	文化政策課	3,435			令和3年度から 令和5年度まで	3,435				3,435
平成30年度 鳥取県立武道館指定 管理料	スポーツ課	337,070	令和元年度から 令和2年度まで	134,397	令和3年度から 令和5年度まで	202,603				202,603
平成30年度 鳥取県立鳥取産業体 育館及び鳥取県営鳥 取屋内プール指定管 理料	スポーツ課	330,532	令和元年度から 令和2年度まで	131,851	令和3年度から 令和5年度まで	198,649				198,649
平成30年度 鳥取県立倉吉体育文 化会館指定管理料	スポーツ課	252,774	令和元年度から 令和2年度まで	100,810	令和3年度から 令和5年度まで	151,890				151,890
平成30年度 鳥取県立米子産業体 育館指定管理料	スポーツ課	165,184	令和元年度から 令和2年度まで	65,860	令和3年度から 令和5年度まで	99,240				99,240
平成30年度 鳥取県営ライフル射 撃場指定管理料	スポーツ課	5,070	令和元年度から 令和2年度まで	2,022	令和3年度から 令和5年度まで	3,048				3,048
令和2年度 スポーツ環境整備事 業	スポーツ課	212			令和3年度から 令和4年度まで	212				212
令和2年度 スポーツ推進基盤運 営費	スポーツ課	6,900			令和3年度から 令和5年度まで	6,900				6,900
令和2年度 みんなで取り組む中 山間地域活性化総合 支援事業	中山間地域地域 政策課	3,332			令和3年度から 令和4年度まで	3,332				3,332
平成28年度 若桜線維持存続事業 補助	地域交通政策課	3,043	平成29年度から 令和2年度まで	1,057	令和3年度から 令和9年度まで	1,986				1,986
平成29年度 若桜線維持存続事業 補助	地域交通政策課	2,970	平成30年度から 令和2年度まで	703	令和3年度から 令和10年度まで	2,267				2,267
平成30年度 若桜線維持存続事業 補助	地域交通政策課	2,695	令和元年度から 令和2年度まで	387	令和3年度から 令和11年度まで	2,308				2,308
平成31年度 若桜線維持存続事業 補助	地域交通政策課	3,476	令和2年度	177	令和3年度から 令和12年度まで	3,299				3,299
令和2年度 若桜線維持存続事業	地域交通政策課	3,168			令和3年度から 令和13年度まで	3,168				3,168
平成30年度 鳥取県立むきばんだ 史跡公園指定管理料	とっとり弥生の 王国推進課	272,858	令和元年度から 令和2年度まで	108,845	令和3年度から 令和5年度まで	164,013				164,013
令和元年度 東部庁舎施設総合保 守管理業務委託	東部地域振興事 務所	62,931	令和2年度	20,724	令和3年度から 令和4年度まで	41,448				41,448

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は  
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

過年度議決済に係る分

事 項	課 名	限度額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
			期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
							国庫支出金	地方債	その他	
		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
令和元年度 東部庁舎植栽管理業 務委託	東部地域振興事 務所	2,336	令和2年度	550	令和3年度から 令和4年度まで	1,319				1,319
令和元年度 中部総合事務所警備 業務委託	中部総合事務所 地域振興局 →県民福祉局	28,473	令和2年度	8,580	令和3年度から 令和4年度まで	17,160				17,160
令和元年度 中部総合事務所建築 物環境衛生管理業務 委託	中部総合事務所 地域振興局 →県民福祉局	2,889	令和2年度	911	令和3年度から 令和4年度まで	1,822				1,822
令和元年度 西部総合事務所樹木 管理業務委託	西部総合事務所 地域振興局 →県民福祉局	1,800	令和2年度	374	令和3年度から 令和4年度まで	748				748

<p>条 例 名 等</p>	<p>鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例</p>
<p>提 出 理 由 及 び</p>	<p><b>1 提出理由</b>                  特定非営利活動促進法が改正され、特定非営利活動法人の設立認証の申請の必要書類の縦覧期間が短縮されたこと等に鑑み、所要の改正を行う。</p> <p><b>2 条例の概要</b></p> <p>(1) 控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合における申出に係る必要書類の縦覧期間を、2週間(現行 1月間)とする。</p> <p>(2) 控除対象特定非営利活動法人の指定手続の申出があった場合において公表する事項及び公衆の縦覧に供する書類について、個人の住所又は居所に係る記載を公表及び公衆の縦覧の対象外とする。</p> <p>(3) (2)の公表は、指定手続の完了までの間(指定手続を行わない場合にあつては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間)、行うものとする。</p> <p>(4) 控除対象特定非営利活動法人は、事業報告書等、役員名簿又は定款等の閲覧請求があった場合において、事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載を除くことができるものとする。</p> <p>(5) 控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない書類のうち、資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項について記載した書類は、知事への提出を不要とする。</p> <p>(6) 控除対象特定非営利活動法人が毎事業年度1回知事に提出しなければならない前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程について、既に知事に提出されているものの内容に変更がない場合においては、提出を省略することができるものとする。</p> <p>(7) 請求があったときに知事が閲覧又は謄写をさせなければならないこととされている控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた書類について、個人の住所又は居所に係る記載を閲覧又は謄写の対象外とする。</p> <p><b>3 施行期日等</b></p> <p>(1) 施行期日は、令和3年6月9日(特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行の日)とする。</p> <p>(2) 所要の経過措置を講ずる。</p>
<p>概 要</p>	<p>&lt;参考&gt;認定NPO法人及び控除対象NPO法人等の相関イメージ</p>

◆法改正に伴う対応

	法改正の内容	法改正に伴い必要となる対応	
		県（所轄庁）	控除対象 NPO 法人
設立の迅速化	認証申請書類等の縦覧期間を1ヶ月から2週間に短縮	【一部改正（条例第3条第3項）】 縦覧期間を短縮（1月間→2週間）	
	認証申請書類等の軽微な不備の補正期間を2週間から1週間に短縮	【改正不要】 （補正期間に係る条例・規則の規定なし（行政手続法第7条による））	
	認証申請事項のインターネット公表期間を認証・不認証の決定までの間、行う（新設）	【一部改正（条例第3条第3項、同条第4項（新設））】 インターネット公表期間を、指定手続申出書を受理した日から指定手続の完了までの間、行う（新設）	
個人情報保護の強化	所轄庁が設立認証申請時に公表・縦覧する役員名簿から、個人の住所を除外	【一部改正（条例第3条第3項）】 公表・縦覧する役員名簿から、個人の住所を除外することを条例に規定（現行は規則で規定）	
	所轄庁が閲覧・謄写させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外	【一部改正（条例第11条）】 閲覧・謄写させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外	
	認定・特例認定 NPO 法人が閲覧させる役員名簿・社員名簿から、個人の住所を除外	【一部改正（条例第8条第3項）】 控除対象 NPO 法人が、閲覧させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外できるように変更	（請求時に閲覧させる役員・社員名簿から、個人の住所を除外できることとなる）
事務負担の軽減	認定・特例認定 NPO 法人から所轄庁への「資産の譲渡等に関する事項を記載した書類」を提出不要に変更	【一部改正（条例第10条第1項）】 控除対象 NPO 法人が、県に提出する書類のうち、「資産の譲渡若しくは貸付又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項」を提出不要に変更	（知事への提出が不要となる）
	認定・特例認定 NPO 法人から所轄庁への「役員報酬規程」「職員給与規定」の毎事業年度の提出不要に変更（内容変更がない場合）	【一部改正（条例第10条第1項第2号）】 控除対象 NPO 法人が、県に提出する書類のうち、「役員報酬規程」「職員給与規定」に変更がない場合は、提出不要に変更	（内容に変更がない場合は、知事への提出が不要になる）

提  
出  
理  
由  
及  
び  
概  
要

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手続等に関する条例（平成25年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、<u>遅滞なく、その旨、当該申出書の提出があった年月日及び前項各号に掲げる書類（同項第3号及び第4号に掲げる書類については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの。以下この項において「特定添付書類」という。）に記載された事項をインターネットの利用その他の方法により公表するとともに、特定添付書類を、当該申出書を受理した日から2週間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>4 <u>前項の規定による公表は、次条第1項の規定による指定手続の完了までの間（指定手続を行わない場合にあつては、指定手続を行わないものと決定されるまでの間）、行うものとする。</u></p> <p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>控除対象特定非営利活動法人は、前項の請求があつた場合において事業報告書等又は役員名簿を閲覧させるときは、同項の規定にかかわらず、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除くことができる。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類（同項第3号に掲げる書類については、<u>資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項以外の事項を記載した書類に限る。</u>）を知事に提出しなければならない。ただし、<u>次に掲げる場合にあつては、それぞれに掲げる書類の提出を省略することができる。</u></p> <p>(1) <u>法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にした場合 事業報告書等</u></p> <p>(2) <u>既に知事に提出されている前条第2項第2</u></p>	<p>(指定手続の申出)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 知事は、第1項の申出書の提出があったときは、<u>遅滞なく、その旨及び当該申出書の提出があった年月日を公表するとともに、前項各号に掲げる書類を、当該申出書を受理した日から1月間、規則で定める場所において公衆の縦覧に供しなければならない。</u></p> <p>(役員の変更等の届出及び事業報告書等の閲覧等)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>4 略</p> <p>(役員報酬規程等の提出)</p> <p>第10条 控除対象特定非営利活動法人は、毎事業年度1回、規則で定めるところにより、事業報告書等及び前条第2項各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。ただし、<u>法第29条の規定による事業報告書等の提出を知事にしたときは、事業報告書等の提出は要しない。</u></p>



<p>号に掲げる書類の内容に変更がない場合 <u>同号に掲げる書類</u></p> <p>2 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>これらの書類(事業報告書等又は役員名簿については、これらに記載された事項中、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの)</u>を閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(指定取消の手續を行う基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手續を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、<u>第8条第4項</u>又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p>	<p>2 略</p> <p>(役員報酬規程等の公開)</p> <p>第11条 知事は、控除対象特定非営利活動法人から提出を受けた第3条第2項各号に掲げる書類又は第9条第2項第2号から第4号までに掲げる書類若しくは同条第3項の書類(過去5年間に提出を受けたものに限る。)について閲覧又は謄写の請求があったときは、規則で定めるところにより、<u>これを</u>閲覧させ、又は謄写させなければならない。</p> <p>(指定取消の手續を行う基準等)</p> <p>第16条 略</p> <p>2 知事は、控除対象特定非営利活動法人が次のいずれかに該当するときは、指定取消の手續を行うことができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 正当な理由がないのに、<u>第8条第3項</u>又は第9条第5項の規定に違反して書類を公表しなかったとき。</p> <p>(6)～(8) 略</p> <p>3・4 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年6月9日から施行する。

(指定の申出に関する経過措置)

2 改正後の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手續等に関する条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新条例第3条第1項の指定の申出があった場合について適用し、施行日前に改正前の鳥取県控除対象特定非営利活動法人の指定手續等に関する条例第3条第1項の指定の申出があった場合については、なお従前の例による。

(書類の提出に関する経過措置)

3 新条例第10条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定は、新条例第2条第1項に規定する控除対象特定非営利活動法人が施行日以後に開始する事業年度において提出すべき書類について適用し、控除対象特定非営利活動法人が施行日前に開始した事業年度において提出すべき書類については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

4 この条例の施行前にした行為及び前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。